

公益財団法人琉球大学後援財団国際交流奨励事業
「留学生派遣奨励金」 2025年度実施要項

1 目 的

琉球大学の学生交流協定に基づく学生派遣を支援することにより、琉球大学学生の海外留学の促進及び協定校との交流の充実に資することを目的とする。

2 対象学生

次の①～③の条件を満たす者

- ① 琉球大学短期交換留学（派遣）制度へ申請した者
- ② 前年度績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）の者
- ③ 短期交換留学（派遣）制度にかかる支援として、本申請に係る留学（派遣）期間について他の機関から重複して助成を受けていない者

3 奨励金の給付額

月額 60,000 円を給付する。（支給期間は上限 10 月とする。）

なお、この奨励金は、学生本人に給付するものとし、11 に該当する場合を除き、返還の必要はない。

4 給付人数

原則、年間 2 名とし、予算の範囲内で支給する。

5 申請書類及び提出方法

- （１）「琉球大学短期交換留学（派遣）制度申請書」一式
- （２）成績証明書
- （３）上記（１）及び（２）の申請書類を琉球大学学生部国際教育課（以下「学生部国際教育課」という。）に提出すること。

6 選考及び決定方法

給付学生の選考は、琉球大学後援財団理事長から琉球大学長へ推薦を依頼し、琉球大学グローバル教育支援機構国際教育専門委員会で選考の上、琉球大学長は同理事長に給付学生を推薦する。推薦された者は、琉球大学後援財団に置く琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会で審議し、琉球大学後援財団理事会で決定する。

7 採否の通知方法

琉球大学後援財団理事長から琉球大学長宛てに、給付学生の決定について通知し、琉球大学長は当該学生に対して通知する。

8 給付の手続き

- (1) 給付学生は、「受給申請書（総額様式）」及び「受給に必要な書類」を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学後援財団（琉球大学 大学本部棟 1 階 内線 2014 外線 098-895-5793）に提出するものとする。
- (2) 給付学生は、原則 3 月単位で、現地指導教員の在籍確認を受け、「在籍確認書 兼奨励金請求書（期間様式）」を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学後援財団に提出するものとする。
- (3) 琉球大学後援財団は、(1) 及び (2) の受給申請書等を受理後に、原則 3 月単位で奨励金を給付する。
- (4) 給付学生は、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の理由書（様式任意）を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学長を経由し琉球大学後援財団理事長に提出するものとする。

9 学習状況の報告

- (1) 給付学生は、短期交換留学期間終了後 1 か月以内に、「留学報告書（様式 1）」及び「派遣大学からの成績証明書（写し）」を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学長を経由し琉球大学後援財団理事長に提出するものとする。
- (2) 給付学生は、(1) の報告以外に、大学行事等において留学（派遣）に関する報告の機会がある場合には、積極的に報告を行うこと。

10 奨励金支給の取消し

給付学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給を取り消すことがある。

- ①提出した書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- ②長期間欠席した場合
- ③訓告、停学又は退学の懲戒処分を受けた場合
- ④その他受給者としての条件・資格を欠くに至った場合

11 奨励金の返還

給付学生が留学を辞退した場合又は 10 に該当し奨励金の支給を取り消された場合は、受給した奨励金の全額又は一部を返還しなければならない。